

令和6年度医学部定員増に係る省令等の一部改正 に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和5年6月12日
文部科学省高等教育局医学教育課

この度、文部科学省では、令和6年度医学部定員については、令和5年度と同様、その総数を令和元年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持することとし、関係省令等の一部改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、令和6年度医学部定員増に係る省令等の一部改正（「大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）」、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）」及び「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」の一部改正）について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、以下の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 令和5年7月11日（火） 必着
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局医学教育課 宛
電子メールアドレス：igaku@mext.go.jp
(判別のため、件名は【令和6年度医学部定員増に係る省令等の一部改正への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい。)

【3. 意見提出様式】

「令和6年度医学部定員増に係る省令等の一部改正への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(高等教育局医学教育課)